

00623

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第八号

庁 中 一 般
地 方 事 務 所 長

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十五号鳥取縣地方事務所
処務規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年六月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第四條 農務係の分掌事項中「農業会、漁業会其ノ他農
水産団体ノ指導監督ニ関スル事項」を「漁業会其ノ他
水産団体ノ指導監督ニ関スル事項」に改め、同條農地
係（東伯、西伯、日野各地方事務所）及び農地開拓係
（岩美、八頭、氣高各地方事務所）の分掌事項中「農
業協同組合ノ育成指導ニ関スル事項」を「農業協同組

本誌ノ六キサハ國定規格A五

昭和二十五年六月十六日 金 曜 日
第 二 千 百 十 七 号

合ノ指導監査ニ関スル事項」に改め、その次に「農業
会、産業組合ノ指導監査ニ関スル事項」及び「負債整
理組合ノ指導監査ニ関スル事項」を加える。

附 則

この規程は公布の日から施行し昭和二十五年四月二十日
から適用する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百九十三号

市街地建築物法施行令第二十九條の二の規定により次の
ように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年六月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 鳥取市大工町二五

00624

- 一 建築物の位置 同 牧 浦 武 雄
- 一 同 用途 店舗住宅
- 一 同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
- 一 同 規模 建築面積 六六、九二平方米
- 突出する部分 九、六 同

一 許可条件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めた事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第二千九十四号

市街地建築物法施行令第二十九條の二の規定により次の

ように仮設建築物の建築を許可した。
昭和二十五年六月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 米子市灘町二丁目八番地

田 中 眞 平

一 建築物の位置 同一丁目一〇五ノ一

一 同 用途 製粉工場物置

一 同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一 同 規模 建築面積 三八、六七平方米

突出する部分 同

一 許可条件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除去すること。
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めた事項を守る義務を負うこと。

00625

◇鳥取縣告示第二千九十五号

市街地建築物法施行令第二十九條の二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年六月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 鳥取市新町四九

北 浦 泰 親

一 建築物の位置 同

一 同 用途 店舗住宅

一 同 構造 木造 亜鉛鉄板葺 平家建 一棟

一 同 規模 建築面積 一六、四五平方米

突出する部分 九、一 同

一 許可条件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めた事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第二千九十六号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により西伯郡縣村長及び同村議會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年六月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年六月十六日から

同 年同月二十一日まで

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第三十三号

第十二回鳥取縣選舉管理委員會を次のとおり招集する。

昭和二十五年六月十六日

00626

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

記

一、日 時 昭和二十五年六月二十日午後一時

二、場 所 鳥取縣庁

三、議 題 參議院議員選舉結果報告について

海區漁業調整委員會委員選舉について

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第三十四号

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定による選舉権を有するものの総数の五十分の一の数又は三分の一の数は次の通りである。

昭和二十五年六月十六日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

鳥取縣において 五十分の一の数 六、七四〇人
選舉権を有する 三分の一の数 一一二、三一八八
ものの総数の

公 告

◇資格審査結果公告第六十号

(自昭和二十五年五月一日
至同 年五月三十一日)

昭和二十五年六月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換へた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧する。

00627

に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 三九名

非該当決定者 三九名

審査を受けた公職及びその氏名

(イ) 昇任又は任命予定者

○市町村主要公職者

安部村 遠藤 敬治

倉吉町 山本 業求

大山村 岸本 靈鳳

米子市 沢 潤一

○市町村普通公職者

網代村 大家 昌雄

浜部 吉郎

美穂村 谷口 勘明

赤碕町 高尾 進

博田 義光

倉吉町 山下 宗

三好美枝子

○農業共済組合公職者

東村 山口 敏雄

○民生委員

美穂村 半田 輝実

(ロ) 公選による公職の候補者

○町議會議員立候補者

淀江町 森川 敏雄

国頭 正 村岡 忠平

須山 幸平 松井 彦一

湊 統一 前田 勇

松崎 和雄 堀尾 知司

松本 政雄 荒木 久吉

須山 俊夫 湯淺菊太郎

小林 誠夫 山根 海平

須山 正雄

須山隆太郎

足立 勇一

小泉 春幸

池口 源三

龜山 靜男

森田日出男

国頭 京